令和2年11月17日

三重県知事 鈴木英敬 様

三重県入札等監視委員会 委員長 木本 凱夫

再苦情申立てに対する意見書

三重県入札等監視委員会は、令和2年9月29日付けで審議依頼のあった下 記の再苦情申立てについて、三重県入札等監視委員会運営要領に基づき苦情処 理会議を開催し、審議を行った。

その結果について、本意見書により報告する。

1 審議対象業務名

鈴鹿川沿岸8期地区農業競争力強化基盤整備事業4ブロック用水路その2 工事

2 委員会の意見

本件再苦情申立ては、後記4の理由により、次の通り判断する。 再苦情申立書記載の**不服のある事項**

- **1「入札及び契約に係る苦情申立書」に対する回答書**についての不服は認められる。
- **2 違算が無ければ工事を落札していた業者への適切な処置**については、三 重県入札等監視委員会条例に基づき、当委員会において判断すべきもので はないと考える。
- 3本工事における、令和2年8月4日(火)の開札日から今日までの四日 市農林事務所が行った不適切な行為についての不服は認められるととも に、不服のある事項1とあわせて再発防止策を意見具申する。

3 再苦情申立の経緯及び論点

(1)本件は、四日市農林事務所(以下、「発注機関」という。)が発注した鈴鹿 川沿岸8期地区農業競争力強化基盤整備事業4ブロック用水路その2工事 (令和2年8月4日に開札、令和2年8月5日に落札決定、令和2年8月1 1日に契約)の入札及び契約の手続きに関するものである。本件に関し、再 苦情申立者は、令和2年9月9日付けの「入札及び契約に係る苦情申立書」により苦情申立てを行い、これに対し、発注機関は、令和2年9月23日付け「入札及び契約に係る苦情申立書に対する回答書(以下、「苦情回答書」という。)」により、上記苦情申立てに対する回答を行った。

この「苦情回答書」に対して、再苦情申立者より、令和2年9月29日付けの再苦情申立書が提出された(以下、「本件再苦情申立て」という。)。 当委員会は、この一連の苦情に関して審議を行った。

- (2) 本件再苦情申立てに先立つ苦情申立ての概要は次のとおりである。
 - ア 本件工事の予定価格には違算があり、違算を正すと落札者が変わること になるが、発注機関は当初の落札者との契約を継続した。
 - イ この発注機関の判断に対し、「苦情申立書」の論点は、「違算がある中で 契約を締結し、契約を継続する判断をしたことは、公正な入札契約という 観点から正しい判断であるのか。」という点である。
 - ウ この「苦情申立書」に対し、発注機関の「苦情回答書」は、違算に気づかず契約に至っていること、仮に契約を解除し再公告及び再入札を行った場合は工事完了が遅れ水稲作付に多大な支障が生じること等を総合的に検討し、契約を継続すると判断したことを回答している。
- (3) 本件再苦情申立ての概要は次のとおりである。
 - ア 発注機関の「苦情回答書」に対し、再苦情申立者は、①上記のとおり発注機関が契約継続にあたって総合的に検討した内容に疑問があること、② 違算が無ければ工事を落札していた業者への適切な処置を求めること、③ 本工事において開札日以降に発注機関が不適切な行為を行ったこと等が記載された再苦情申立書を提出し、本件再苦情申立てを行った。
 - イ 再苦情申立書の論点は、①発注機関の苦情回答書にある「違算に気づかず」にかかる解釈、及び違算を正したうえで、再度落札決定をしていれば、 工事完了が遅れることなく、水稲作付に多大な支障が生じることもなかったのではないか、②違算が無ければ工事を落札していた業者への適切な処置を求める、③違算がある中、契約まで至った経緯に疑義がある、という点である。

4 判断理由

- (1) 再苦情申立書記載の不服のある事項
 - 1 「入札及び契約に係る苦情申立書」に対する回答書について 発注機関においては、慎重かつ正確に予定価格を算定する必要がある。

今回、予定価格において積算上の違算があったが、発注機関は、それに気づくことなく算定し、誤った予定価格に基づき落札者を決定し、契約に至っている。落札決定の直前には再苦情申立者からの連絡があったが、その時点でも発注機関は違算を発見できなかった。

そもそも予定価格に違算があったことについては、発注機関のミスであったと言わざるを得ない。また、落札決定前に再苦情申立者から違算の疑いがあるとの通報があったにもかかわらず、発注機関がそれを発見できなかったことについても、発注機関のチェックが不十分であったことは明らかであり、違算があるという認識が無い状況であったとはいえ、入札手続きを続行し契約に至ったことは問題であったというべきである。

したがって、この点に関する本件再苦情申立てには理由があり、この限度において本件再苦情申立ては認められる。

(2) 再苦情申立書記載の不服のある事項

2 違算が無ければ工事を落札していた業者への適切な処置について

当委員会は、三重県入札等監視委員会条例に基づき、入札手続きに関する 再苦情申立ての当否について審議するものであるが、ADR(裁判外紛争解 決手続)機関ではない。したがって誤った入札手続きによって生じた落札候 補者と三重県との権利義務関係について判断することは相当でない。

このため、違算が無ければ工事を落札していた業者への適切な処置及び違 算があったにもかかわらず発注機関が契約継続を続行したことの法的妥当 性については、当委員会が審議すべき範疇のものではない。

(3) 再苦情申立書記載の不服のある事項

3本工事における、令和2年8月4日(火)の開札日から今日までの四日市 農林事務所が行った不適切な行為について

上記のとおり、予定価格の積算にあたり違算をした点及び違算の疑いがあるとの通報があったにもかかわらず違算を発見できなかった点は問題であり、発注機関は適切に対応する必要がある。

以上のことより、当委員会は、予定価格の積算を複数人で確認することのみならず、その具体的な確認方法、入札参加者に対する金入り設計書の公表時期、違算が発生した場合の事後対応等についても改めて検討する等、適切なプロセスを踏まえ契約に至るよう、具体的な再発防止策を検討することを意見具申する。